

議案第54号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月5日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

東新小岩運動場を新設する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第3項から第6項までを次のように改める。

(葛飾区東新小岩運動場の管理に関する特例)

- 3 第3条の2の規定にかかわらず、葛飾区東新小岩運動場にあつては、令和6年9月1日から委員会規則で定める日までの間、その管理は、委員会が行うものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用し、第4条、第16条及び第20条の規定は適用しない。

第5条第1項ただし書	指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て	委員会が
第5条第2項及び第3項、第6条、第7条、第11条ただし書、第12条、第14条第1項並びに第18条第1項	指定管理者	委員会
第5条第2項及び第3項	ときは、あらかじめ委員会の承認を得て	ときは
第17条第1項	指定管理者は、委員会規則で定めるところにより、施設等利	委員会は、特別の理由があると認めるときは、付則第5項の葛飾区東新小

	用料金	岩運動場の施設の使用料及び体育施設備付器具の使用料（以下「施設等使用料」という。）
第17条第2項	指定管理者は、委員会規則で定めるところにより、駐車場利用料金	委員会は、特別の理由があると認めるときは、付則第5項の葛飾区東新小岩運動場の駐車場の使用料
第18条第1項並びに第19条第1項及び第2項	施設等利用料金	施設等使用料
第18条第2項	駐車場利用料金	付則第5項の葛飾区東新小岩運動場の駐車場の使用料
第19条第1項	第16条第4項ただし書	付則第6項ただし書
	指定管理者に納付し	納付し
第19条第2項	、あらかじめ委員会の承認を得て、指定管理者が	委員会規則で
第19条第3項	指定管理者は、委員会規則で定めるところにより	委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは

（葛飾区東新小岩運動場の開館時間）

- 4 前項の場合において、葛飾区東新小岩運動場の施設及び駐車場の開館時間又は開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（葛飾区東新小岩運動場の使用料）

- 5 第3項の場合において、葛飾区東新小岩運動場の施設及び駐車場の使用料は次のとお

りとし、体育施設備付器具の使用料は1件1回につき9,000円の範囲内において委員会規則で定める額とする。

(1) 会議室

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の使用料
第一会議室	第1回	400円
	第2回	800円
	第3回	800円
	第4回	900円
	全日	2,600円
第二会議室又は第三会議室	第1回	500円
	第2回	900円
	第3回	900円
	第4回	1,000円
	全日	2,900円

備考

- 1 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。
- 3 貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、それぞれ当該施設の当該使用単位の使用料の100分の150相当額とする。
- 4 貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の300相当額とする。

(2) 陸上競技場

施設の	使用単	貸切りの場合の使用料	貸切りでない場合
-----	-----	------------	----------

種別	位					の使用料	
		体育目的で使用する 場合	体育目的以外で使用する 場合			一般 (高校生以上)	小・中 学生
			平日	土曜日	日曜日 又は休日		
トラック及び フィールド	午前	16,900 円	67,600 円	84,500 円	92,950 円		
	午後	22,300 円	89,200 円	111,500 円	122,650 円		
	夜間	19,300 円	77,200 円	96,500 円	106,150 円		
	全日	52,700 円	210,800 円	263,500 円	289,850 円		
	1人1 回2時 間につ き					300円	100円
フィー ルド	1回に つき	3,300円					

#### 備考

- 1 表中「午前」とは、午前9時から午後零時までを、「午後」とは、午後1時から午後5時までを、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合は、当該超過時間の使用料は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合は、この限りでない。
- 3 トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、それぞれ当該施設の当該使用単位の使用料の100分

の150相当額とする。

4トラック及びフィールドの貸切り使用の利用者が、興行を目的とする場合の使用料は、体育目的以外で使用する場合の当該施設の当該使用単位の使用料の100分の300相当額とする。

5フィールドの貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。

- (1) 第1回 午前9時から午前11時まで
- (2) 第2回 午前11時から午後1時まで
- (3) 第3回 午後1時30分から午後3時30分まで
- (4) 第4回 午後3時30分から午後5時30分まで
- (5) 第5回 午後6時から午後8時まで

6フィールドの貸切り使用の利用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合の当該超過時間の使用料は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

7フィールドの貸切り使用の利用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

(3) 野球場及びテニスコート

施設の種別	貸切りの場合の使用料（1回につき）			
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合		
		平日	土曜日	日曜日又は休日
東新小岩野球場 （1面）	3,000円	12,000円	15,000円	16,500円
テニスコート （1面）	1,200円	4,800円	6,000円	6,600円

備考 貸切りの場合の使用単位については、次に定めるとおりとする。

- (1) 第1回 午前9時から午前11時まで
- (2) 第2回 午前11時から午後1時まで
- (3) 第3回 午後1時から午後3時まで

- (4) 第4回 午後3時から午後5時まで
- (5) 第5回 午後5時から午後7時まで
- (6) 第6回 午後7時から午後9時まで

(4) 屋外照明設備

施設の種別	貸切りの場合の使用料（1回30分につき）	
東新小岩陸上競技場	全灯点灯	1,700円
	全灯の5割6分点灯	950円
東新小岩野球場	全灯点灯	2,025円
	全灯の8割3分点灯	1,680円
	全灯の5割5分点灯	1,110円
	全灯の2割7分点灯	545円
テニスコート	275円	

備考 屋外照明設備を使用する場合は、施設使用料に加算するものとする。

(5) 駐車場

名称	区分	駐車時間30分まで	30分を超える駐車時間30分までごとに	1日1回につき
葛飾区東新小岩運動場駐車場	葛飾区東新小岩運動場の使用者	無料	100円	
	その他	400円	400円	

- 6 第3項の場合において、葛飾区東新小岩運動場の使用者にあっては施設等使用料を使用の承認の際に、葛飾区東新小岩運動場駐車場の使用者にあっては駐車場の使用料を自動車退車させる際に納付しなければならない。ただし、施設等使用料にあっては、委員会規則で定めるところにより、後納することができる。

別表第1 葛飾区東金町運動場の項の次に次のように加える。

葛飾区東新小岩運動場	第一会議室 第三	東京都葛飾区東新小岩一丁目18番1号	毎月の第1水曜日
	二会議室 第三		
	会議室 東新小		

	岩陸上競技場 (トラックフ ィールド) 東 新小岩野球場 テニスコ ー ト		
--	---	--	--

別表第2 葛飾区水元総合スポーツセンター駐車場の項の次に次のように加える。

葛飾区東新小岩運動場駐 車 場	東京都葛飾区東新小岩一丁目18番 1号	毎月の第1水曜日
-----------------------	------------------------	----------

別表第3の4の部東金町多目的広場の項の次に次のように加える。

東新小岩陸上競 技場	全灯点灯	1,700円
	全灯の5割6分点灯	950円
東新小岩野球場	全灯点灯	2,025円
	全灯の8割3分点灯	1,680円
	全灯の5割5分点灯	1,110円
	全灯の2割7分点灯	545円

別表第3中4の部を5の部とし、3の部を4の部とし、2の部の次に次のように加える。

### 3 葛飾区東新小岩運動場

#### (1) 会議室

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額
第一会議室	第1回	400円
	第2回	800円
	第3回	800円
	第4回	900円
	全日	2,600円
第二会議室又は第三会議室	第1回	500円
	第2回	900円

	第3回	900円
	第4回	1,000円
	全日	2,900円

備考

- 1 表中「第1回」とは、午前9時から午前11時30分までを、「第2回」とは、午後零時30分から午後3時までを、「第3回」とは、午後3時30分から午後6時までを、「第4回」とは、午後6時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合は、当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合は、中間時間については、この限りでない。
- 3 貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- 4 貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。

(2) 陸上競技場

施設の種別	使用単位	貸切りの場合の限度額				貸切りでない場合の限度額	
		体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合			一般（高校生以上）	小・中学生
			平日	土曜日	日曜日又は休日		
トラック及びフィールド	午前	16,900円	67,600円	84,500円	92,950円		
	午後	22,300円	89,200円	111,500円	122,650円		
	夜間	19,300円	77,200円	96,500円	106,150円		



	全日	52,700 円	210,800 円	263,500 円	289,850 円			
	1人1 回30分 につき					75円	25円	
フィー ルド	1回30 分につ き	825円						

備考

- 1 表中「午前」とは、午前9時から午後零時までを、「午後」とは、午後1時から午後5時までを、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、1回の使用時間を超えて使用する場合は、当該超過時間の限度額は、超過時間30分につき、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の20相当額とする。ただし、2以上の使用単位を引き続き使用する場合は、この限りでない。
- 3 トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、それぞれ当該施設の当該使用単位の限度額の100分の150相当額とする。
- 4 トラック及びフィールドの貸切り使用の使用者が、興行を目的とする場合は、限度額は、体育目的以外で使用する場合は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の300相当額とする。
- 5 フィールドの貸切り使用の使用者は、使用に際し、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は興行を目的として使用することはできない。

(3) 野球場及びテニスコート

施設の種別	貸切りの場合の限度額（1回30分につき）		
	体育目的で使用する場合	体育目的以外で使用する場合	
		平日	土曜日

東新小岩野球場 (1面)	750円	3,000円	3,750円	4,125円
テニスコート (1面)	300円	1,200円	1,500円	1,650円

別表第4 葛飾区水元総合スポーツセンター駐車場の項の次に次のように加える。

葛飾区東新小岩運動場駐 車場	400円	400円	
-------------------	------	------	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の規定による葛飾区東新小岩運動場に係る使用の承認その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(検討)

- 3 葛飾区は、施行日後において、葛飾区東新小岩運動場の活用について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。